

■財産形成貯金担保貸付規定を廃止する規定

財産形成貯金担保貸付規定は、廃止します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規定は、2019年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この規定の実施の際、現に財産形成貯金担保貸付規定により財産形成貯金担保貸付けを利用している場合は、なお同規定により取り扱うものとします。ただし、同規定第3条(貸付金の貸付け)第1項に規定する財産形成貯金担保貸付けの申込みはできません。